

公 告

令和7年(2025年)5月1日

真庭市は、条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

真庭市長 太田 昇

1 条件付一般競争入札(事後審査方式)に付する事項

(1) 管理番号	2-11
(2) 件 名	トラックスケール点検整備業務
(3) 履行場所	真庭市檜西地内
(4) 履行期限	令和 8年 3月19日
(5) 業務概要	トラックスケール点検整備業務 一式
(6) 入札制度	最低制限価格：設定なし
	入札保証金：不要
	契約保証金：契約金額500万円以上の場合、契約金額の100分の10以上
	予定価格：事後公表

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

(1) 参加資格共通事項	公告の日から落札者が決定する日までの間、真庭市役務の提供に係る入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
(2) 参加資格業種	建物管理等各種保守管理(機器保守)
(3) 営業所の所在地	国内に事業所(本店又は営業所)を有する者
(4) その他	別添仕様書の通り

3 仕様書等に関する事項

(1) 閲覧期間	公告日から令和 7年 5月22日 10時00分
(2) 閲覧方法	真庭市ホームページに掲載 (窓口閲覧を希望する場合は、クリーンセンターまにわ 【TEL】0867-42-7453へ連絡すること。)
(3) 質問の受付期限	令和 7年 5月14日 12時00分
(4) 質問方法	質問はメールで行うものとし、電話、郵送又は持参によるものは受け付けない。
(5) 質問書提出先	クリーンセンターまにわ 【メール】clean_c@city.maniwa.lg.jp
(6) 回答書の閲覧期間	回答可能となった日から令和 7年 5月22日 10時00分
(7) 回答書の閲覧方法	真庭市ホームページに掲載 (窓口閲覧を希望する場合は、クリーンセンターまにわへ連絡すること。)

4 入札等

(1) 入札書提出期限	令和 7年 5月22日 10時00分 「入札参加申請書兼入札書」に「内訳書」を添付の上、財産活用課まで提出のこと（郵便、持参いずれの方法も可）
(2) 開札執行日時	令和 7年 5月22日 10時00分
(3) 執行場所	真庭市総務部財産活用課
(4) 入札結果の公表	落札者には電話等で通知するほか、結果を財産活用課窓口及び真庭市ホームページで公表

※ 当該公告に定めるもののほか、入札に関する事項については「真庭市物品調達等条件付一般競争入札公告 共通事項」による。また、不明な点は次に示すところに問い合わせること。

〈入札・契約担当課〉

真庭市財産活用課（契約管理係）

TEL 0867-42-1174 / FAX 0867-42-1119

〈事業担当課〉

真庭市クリーンセンターまにわ

TEL 0867-42-7453 / FAX 0867-42-7454

共通仕様書

トラックスケール点検整備業務

1, 業務概要

本業務は クリーンセンターまにわ、トラックスケール設備の点検及び整備・法定計量検定を行い、当該設備機器の機能を十分発揮させ、運転管理を安定的、安全かつ円滑に運転できるようにさせるために行うものである。

2, 業務場所

岡山県真庭市樫西 地内

3, 共通事項

業務箇所及び業務方法、取り替え箇所詳細は別添図面及び特記仕様書を参照。

4, 業務期間

本契約の日 ～ 令和 8 年 3 月 19 日 まで

5, 契約保証金

真庭市財務規則第 121 条により、請負工事及び業務委託契約 500 万円以上の契約には契約金額の 10 / 100 以上の契約保証金が必要です。

6, 業務内容

別添、特記仕様書のとおり

7, 契約不適合責任期間

1 年

8, 法令等の遵守

受託者は、本業務の履行にあたり、関係する法令・条例等を遵守しなければならない。

9, 疑義

受託者は疑義が生じた場合、発注者と十分な打ち合わせまたは協議を行い、業務の遂行に支障の無いよう努めなければならない。

10, 官公署その他への手続き

必要な届出・手続等はあらかじめ監督員に関係書類を提出し、その承諾を得た後、受注者がこれを代行すること。また、これらに要する費用等は特別に本市が指示、指定したもの以外は、すべて受注者の負担とする。

11, 損傷部補修

業務履行に際し、建造物機器等を損傷しないよう十分注意すること。万一損傷した場合は、監督員の指示に従い同等以上の資材をもって速やかに現状復旧を図ること。なお復旧に要する費用は、すべて受託者の負担とする。

12, 資格必要作業

資格必要作業は、それぞれの資格を有する者が履行すること。また、監督員が要求した場合は、資格保有者である旨の証書の写し等を提出すること。

13. 守秘義務

受託者は、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはいけない。また、成果品を他人に閲覧させ、複写させまたは譲渡してはならない。

14, 現場管理

現場責任者は、業務履行の場所に常駐し、工程及び現場管理等を適切に行うこと。また、工程等は事前に監督員と協議し、決定すること。

15, 災害防止等

本業務履行に当たっては、現場作業に従事する者の安全災害防止対策に万全を期すほか、労働基準法、労働安全衛生法等の作業保安法令に違反することのないよう、特に留意して履行すること。また、工事履行については、当センターの運転管理に支障を与えることのないよう、監督員と事前に打ち合わせ等を行い履行すること。

16, 臨機の措置

災害又は公害が発生した場合は、速やかに適切な処置をとり、直ちに、その経緯を監督員に報告すること。

17, 業務用電力等

本業務及び検査に必要な電力・用水は、原則として市が供給するが、使用に際しては監督員の指示により使用し、当センターの運転管理に支障を与えることのないよう十分注意しなければならない。

18, 材料検査等

本業務に使用する材料等は、新品とし、種別ごとに監督員の検査を受けた物を使用すること。ただし、軽易な材料については、監督員の承諾を受けて省略することができる。また、受注者は、貸与品及び支給材料の引き渡しを受けたときは、遅延なく受領書または借用書を提出し、貸与品及び支給材料の取り扱いには十分注意しなければならない。

19, 養生その他

既存部分、履行済み部分、未使用機器、材料等で汚染または損傷のあるおそれのあるものは、適切な方法で養生を行うこと。なお、履行期間中は、現場の整理・整頓に努め適正な方法で養生を行うこと。

20, 跡片付け

業務完了に際しては、当該に関連する部分の跡片付け及び清掃を行うこと。

21, 発生材の処置

監督員の指示に従い適切に処理すること。

22, 検査

本業務履行は、あらかじめ監督員の指示した工程に達した時は、監督員の検査を受け承諾を得た後に、次の工程に移行すること。

また、本業務終了後、受託者は本市検査員の指示するとおり検査を受け合格しなければならない。

23, 作業間の連絡調整

本業務期間は、労働安全衛生法第 30 条（特定元方事業者等の講ずべき措置）に定められる事項を厳守すること。なお、元受託者の安全衛生管理者が、毎日定時に招集する安全衛生工程会議に出席し、作業間の連絡調整をはかり安全作業に努めること。

24, 仮設

・ 詰所、工作小屋、材料置き場等の仮設を設ける場合は、あらかじめ監督員の承諾を受け、その指示に従って設置すること。

・ 作業用足場を設ける場合は、足場の組み立て、解体は、資格者の指示監督により、安全かつ堅牢に施工し、足場上での作業中又は仮設中は、常に保安維持につとめなければならない。

25, その他保守

受託者は、本業務において本仕様書に明記していない事項であってもシステムの保守上当然必要と認められるものについては、良心的に受託者において実施するものとする。

また、軽微な修理及び必要材料の取り替えは、無償にて行うこととする。

26. 提出書類

業務着手前

- | | |
|--------------|-----|
| (1) 現場代理人選任届 | 1 部 |
| (2) 業務工程表 | 1 部 |
| (3) 業務着手届 | 1 部 |

完了までに提出する書類

- | | |
|--|------|
| (1) 業務報告書 | 1 部 |
| ・様式は事前に監督員と打ち合わせを行い、各項目ごとにその結果を記入し報告すること。 | |
| (2) 業務写真帳 | 1 部 |
| ・工事にに関する写真を行程ごとにカラー撮影の上写真帳へ項目別に整理をして、提出すること。 | |
| (3) 業務完成届 | 1 部 |
| (4) その他監督員が指示したもの。 | 指示部数 |

27. その他

- ・ 本業務の現地での業務日程は受入業務等の事情により、業務日程は第一・第三日曜日及び祝日を除く施設休業日とすること。

特 記 仕 様 書

トラックスケール点検整備業務

【業務種別】 点検整備

【既設機器仕様】

鎌長製衡（株）製

本体型式；TSL24K-400D

製造番号；9078 ひょう量；30t 目量；10kg

精度；JIS B 7611-2 5.5.1

【整備内容】 ・トラックスケール点検整備業務 一式

【部品材料】 ・無し

【業務仕様】 本仕様書で指示する業務内容は次のとおりであり、契約後に発生した経費については、変更対象としない。
本業務の内容は次のとおりとする。

・添付チェックリストに基づく点検	一式
・分銅積み作業費及び法定計量検定検査費	一式
・分銅貸出料	一式
・分銅運搬費	一式
・分銅積重機使用料	一式
・検査手続き（届出費用）	一式

：点検等により不具合等が確認された場合は調整・部品調達・修理が可能である事。（その場合の費用については原則別途契約としますが、軽微なものについては本契約内にて履行すること）

：現地業務日程については、当方施設稼動に影響を与えないこと。

：計量検定に係る関係官庁機関への届出を行うこと。

：本業務で発生した廃材については当方にて処分します。

I. 対象機器概要

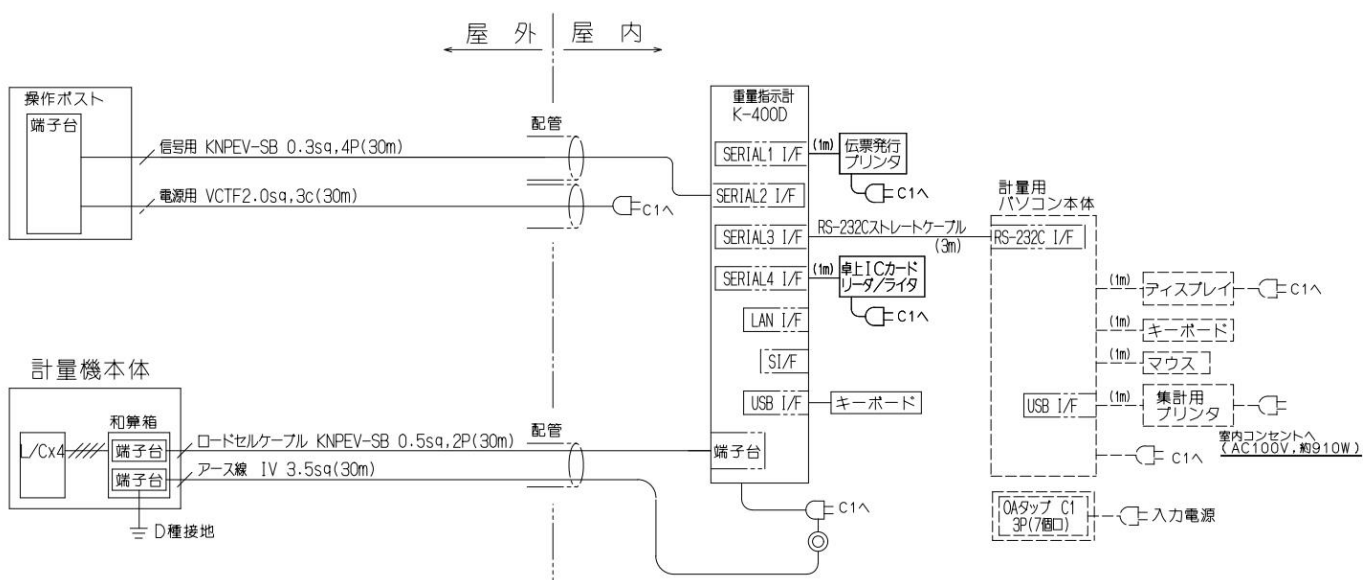
1. 型 式 マルチロードセル式 L 2 4 P
2. 使用範囲 3 0 , 0 0 0 k g ~ 2 0 0 k g
3. 目 量 1 0 k g
4. 積載面寸法 3 , 0 0 0 × 7 , 5 0 0 m m
5. 数 量 1 台

・機器構成

- ① 計量機… 3 , 0 0 0 × 7 , 5 0 0 m m
- ② 操作ポスト
- ③ 重量指示計 (K-40D)

・管理室

- ① パソコン
- ② モニタ
- ③ 伝票発行プリンタ
- ④ 集計プリンタ



対象箇所；機構部

点 検 内 容	結 果
ピット内清掃は良いか	
機構部に錆発生は無いかな	
振れ止めの調整は適当か	
積載面と基礎のスキマは適当か	
ロードセルの組込は正常か	
傾斜した状況は無いかな	
締付部のボルトの緩みは無いかな	
特記事項：	

対象箇所；ロードセル、和算箱

点 検 項 目	点検内容	結 果
ロードセル 外観	ロードセル本体の錆の発生具合を点検する	
	ロードセルケーブルの傷、破損の有無を点検する	
和算箱 外観	和算箱の錆の発生具合、傷、破損の有無を点検する	
和算箱 内部	和算箱のふたを開け、内部の水分、錆の発生具合を点検する	
ロードセル入力電源	和算箱にて電圧を測定する (基準値 1 0 V)	
特 記 事 項		

重量指示計（K－400D）

点 検 項 目	点 検 内 容	結 果
制御部の接続ケーブルの点検	制御部に接続されているコネクタの差し込みを点検する。	
	ケーブルの損傷がないか点検する。	
外観点検と埃り除去	制御部の外観の傷、破損がないか点検する。	
	ほこりを除去する。	
部品取付具合の点検	部品取付ビスに、ゆるみがないか点検する。	
基板コネクタの点検	CPU基板のコネクタがはずれかかかっていないか点検する。	
	電源基板のコネクタがはずれかかかっていないか点検する。	
	ロードセル通信基板のコネクタがはずれかかかっていないか点検する。	
	液晶タッチパネル及びタッチパネル基板のコネクタがはずれかかかっていないか点検する。	
液晶表示	表示に欠けがないか、明るさは十分か点検する。	
音量	音量が適切であるか点検する。	
キーボード	各SWの入力の確認をする。	
日付時刻の確認	時刻調整を行う。	
イベントログ確認	イベントログに不具合が出ていないか確認する。	
AC100V 入力電源	ACコンセントで、AC100Vの測定をする。 (基準値；AC100V±10V)	
デジット値確認	No.1ロードセル	
	No.2ロードセル	
	No.3ロードセル	
	No.4ロードセル	
ICカードリーダー	清掃を実施	
	コネクタが外れかかかっていないかを点検する	
特 記 事 項		

対象箇所：操作ポスト

点 検 項 目	点 検 内 容	結 果
外観点検	錆の発生具合、傷、破損の有無を点検する	
内部点検	錆の発生具合、傷、破損の有無を点検する	
I C カード リーダー	清掃を実施	
	コネクタが外れかかかっていないかを点検する	
接続	端子台の接続に緩みが無いか確認する	
表示ランプ	ランプ切れが無いかを確認する	
	重量表示を確認する	
D C 電源	スイッチングレギュレータでD C + 2 4 V を測定する (基準値 + 2 4 V ± 1 V)	
D C 電源	スイッチングレギュレータでD C + 1 2 V を測定する (基準値 + 1 2 V ± 1 V)	
D C 電源	スイッチングレギュレータでD C + 5 V を測定する (基準値 + 5 V ± 1 V)	
A C 1 0 0 V	端子台にて、A C 1 0 0 V を測定する (基準値 A C 1 0 0 V ± 1 0 V)	
特 記 事 項		

対象箇所；データ処理部装置

点 検 項 目	点 検 内 容	結 果
パソコン本体の 接続ケーブル	パソコン本体に接続されているコネクタをはずして、 接触部の点検をする	
	同時にケーブルの損傷がないか、点検する	
パソコン本体の 外観	パソコン本体の、外観の傷、破損がないか点検する	
	ほこりを除去する	
パソコン本体	データベースに問題がないか確認を行う	
キーボードの 外観	キーボードの、外観の傷、破損がないか点検する	
	ほこりを除去する	
マウスの外観	マウスの、外観の傷、破損がないか点検する	
	駆動部のほこりを除去する	
モニタの 接続ケーブル	モニタに接続されているコネクタをはずして、 接触部の点検をする	
	同時にケーブルの損傷がないか、点検する	
モニタの外観	モニタの、外観の傷、破損はないか点検する	
	ほこりを除去する	
モニタの調整	明るさの調整をする	
	コントラストの調整をする	
集計プリンタ	接続コネクタをはずして、接触部の点検をする	
	ケーブルの損傷がないか、点検する	
	外観の傷、破損がないか点検する	
	ほこりを除去する	
特 記 事 項		

最終動作確認

点 検 項 目	点 検 内 容	結 果
電源投入	各装置の電源 S W を O N にする	
	操作ポストの重量表示を確認する	
	パソコン側を計量画面「受付可」にする	
	集計プリンタの印刷可ランプ点灯を確認する	
一連の計量動作の確認	ダミーの車両にて、確認する	
集計動作の確認	日報等を打ち出し、印字内容の確認をする	
以上点検終了後、ダミーデータの消去を行なう		
特 記 事 項		